

## 連結財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

##### イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

##### イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、原則、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

##### ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

##### ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

#### 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

#### 3 重要な後発事象

主要な業務の改廃や組織・機構の大幅な変更、重大な災害の発生等、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象については、該当がありません。

#### 4 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものについては、該当がありません。

#### 5 追加情報

##### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

対象範囲（対象とする会計名）・連結の方法

区分	団体（会計）名	連結の方法	比例連結割合
一般会計等	一般会計	全部連結	—
	公共用地取得費特別会計	全部連結	—
公営企業会計	水道事業会計	全部連結	—
	病院事業会計	全部連結	—
その他	国民健康保険事業特別会計	全部連結	—
	都市再開発事業特別会計	全部連結	—
	駐車場事業特別会計	全部連結	—
	介護保険事業特別会計	全部連結	—
	宅地造成事業特別会計	全部連結	—
	後期高齢者医療事業特別会計	全部連結	—
一部事務組合・ 広域連合	阪神水道企業団	比例連結	3.77%
	兵庫県後期高齢者医療広域連合	比例連結	2.23%
	丹波少年自然の家事務組合	比例連結	5.37%
	(一財) 芦屋ハートフル福祉公社	全部連結	—

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業特別会計 企業債残高 11,270,021千円  
他会計繰入金 1,058,696千円

##### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

##### (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。